

砥部町公告

森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画について

森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和4年3月30日

砥部町長 佐川秀紀



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在地番	林班-小班-枝番	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間
集 R3 砥 1	砥部町万年 1218 番	27-50-0	山林	0.21	10年
集 R3 砥 2	砥部町万年 81 番	30-59-2	山林	0.14	10年
	砥部町万年 88 番	30-66-1	山林	0.37	10年
	砥部町万年 1415 番	27-226-0	山林	0.41	10年
	砥部町万年 1416 番	27-227-1	山林	2.68	10年
		27-227-2	山林	0.23	10年
27-227-3		山林	0.18	10年	
集 R3 砥 3	砥部町万年 73 番	30-52-0	山林	0.98	10年
	砥部町万年 74 番	30-53-0	山林	0.50	10年
集 R3 砥 4	砥部町万年 432 番	30-209-0	山林	0.24	10年
集 R3 砥 5	砥部町万年 1116 番	29-97-0	山林	2.36	10年
集 R3 砥 6	砥部町万年 1148 番 1	28-112-1	山林	0.41	10年
	砥部町万年 1148 番 2	28-112-2	山林	0.11	10年
	砥部町万年 86 番	30-64-1	山林	0.30	10年
		30-64-2	山林	0.10	10年
集 R3 砥 7	砥部町万年 31 番	30-21-0	山林	0.23	10年
集 R3 砥 8	砥部町万年 925 番	29-38-0	山林	0.24	10年
	砥部町万年 952 番	29-62-1	山林	0.40	10年

集 R3 砒 9	砒部町万年 926 番	29-39-0	山林	0.28	10 年
集 R3 砒 10	砒部町万年 889 番	28-9-0	山林	0.02	10 年
	砒部町万年 903 番	28-18-0	山林	0.11	10 年
	砒部町万年 1133 番 1	28-97-1	山林	0.23	10 年
	砒部町万年 1133 番 2	28-97-2	山林	0.07	10 年
	砒部町万年 1185 番	27-22-1	山林	0.31	10 年
	砒部町万年 1210 番	27-42-2	山林	0.77	10 年
	砒部町万年 1223 番	27-55-1	山林	0.79	10 年
	砒部町万年 1244 番	27-76-2	山林	0.14	10 年
	砒部町万年 1245 番	27-77-0	山林	0.06	10 年
	砒部町万年 1294 番	27-120-1	山林	0.39	10 年
	砒部町万年 534 番	30-226-1	山林	0.15	10 年
	砒部町万年 817 番 1	30-267-1	山林	1.10	10 年
	砒部町万年 1231 番	27-63-0	山林	0.26	10 年
	砒部町万年 792 番	30-257-0	山林	0.51	10 年
集 R3 砒 11	砒部町万年 895 番	28-12-1	山林	0.41	10 年
		28-12-4	山林	0.01	10 年
	砒部町万年 96 番	30-74-0	山林	0.17	10 年
	砒部町万年 942 番	29-53-0	山林	0.03	10 年
	砒部町万年 943 番	29-54-0	山林	0.04	10 年
集 R3 砒 12	砒部町万年 1069 番	28-54-0	山林	0.14	10 年
	砒部町万年 1191 番	27-28-0	山林	0.06	10 年
	砒部町万年 1192 番	27-29-1	山林	0.36	10 年
	砒部町万年 1199 番	27-34-0	山林	0.02	10 年
	砒部町万年 1215 番	27-47-0	山林	0.23	10 年
	砒部町万年 1224 番	27-56-1	山林	0.27	10 年
	砒部町万年 1226 番	27-58-1	山林	0.13	10 年
	砒部町万年 1300 番 1	27-124-1	山林	0.14	10 年
	砒部町万年 1203 番	27-256-0	山林	0.03	10 年
	砒部町万年 1204 番	27-257-0	山林	0.08	10 年
集 R3 砒 13	砒部町万年 1402 番	27-214-0	山林	0.13	10 年
	砒部町万年 1438 番	27-241-2	山林	0.16	10 年
	砒部町万年 1403 番	27-215-0	山林	1.15	10 年
集 R3 砒 14	砒部町万年 68 番	30-47-0	山林	1.06	10 年
集 R3 砒 15	砒部町万年 42 番	30-28-0	山林	0.35	10 年

	砥部町万年 44 番	30-30-0	山林	0.10	10 年
集 R3 砥 16	砥部町万年 1439 番 1	27-242-1	山林	0.35	10 年
		27-242-2	山林	0.11	10 年
集 R3 砥 17	砥部町万年 896 番	28-13-0	山林	0.34	10 年
	砥部町万年 1387 番	27-200-1	山林	0.54	10 年
	砥部町万年 79 番	30-58-1	山林	0.16	10 年
	砥部町万年 93 番 1	30-71-2	山林	0.11	10 年
	砥部町万年 416 番	30-197-0	山林	0.28	10 年
	砥部町万年 1238 番	27-70-2	山林	0.30	10 年
	砥部町万年 934 番 1	29-46-1	山林	0.03	10 年
	砥部町万年 940 番 1	29-51-1	山林	0.24	10 年
集 R3 砥 18	砥部町万年 916 番	28-25-0	山林	0.04	10 年
	砥部町万年 1070 番	28-55-0	山林	0.15	10 年
	砥部町万年 1072 番	28-57-0	山林	0.27	10 年
	砥部町万年 1095 番 1	28-70-1	山林	0.16	10 年
	砥部町万年 1095 番 2	28-70-2	山林	0.03	10 年
	砥部町万年 1096 番 1	28-71-1	山林	0.01	10 年
	砥部町万年 1101 番	28-76-1	山林	0.06	10 年
		28-76-2	山林	0.02	10 年
	砥部町万年 1126 番 1	28-90-1	山林	0.48	10 年
	砥部町万年 1127 番 1	28-91-1	山林	0.39	10 年
		28-91-2	山林	0.48	10 年
		28-91-3	山林	0.20	10 年
	砥部町万年 1129 番	28-93-0	山林	0.41	10 年
	砥部町万年 1131 番	28-95-0	山林	0.32	10 年
	砥部町万年 1440 番 1	27-243-1	山林	0.05	10 年
	砥部町万年 818 番	30-268-0	山林	0.02	10 年
砥部町万年 820 番	30-270-0	山林	0.10	10 年	
砥部町万年 822 番	30-272-0	山林	1.27	10 年	
砥部町万年 793 番	30-258-0	山林	0.33	10 年	
集 R3 砥 19	砥部町万年 1213 番	27-45-2	山林	0.23	10 年
集 R3 砥 20	砥部町万年 316 番	2-38-2	山林	0.21	10 年
集 R3 砥 21	砥部町万年 1360 番	27-173-0	山林	0.88	10 年
	砥部町万年 1361 番	27-174-0	山林	0.12	10 年
	砥部町万年 1404 番	27-216-0	山林	0.27	10 年

	砥部町岩谷 389 番	2-82-0	山林	0.92	10 年
	砥部町岩谷 618 番	2-104-1	山林	0.58	10 年
	砥部町岩谷 619 番	2-105-1	山林	0.73	10 年
		2-105-2	山林	0.06	10 年
	砥部町岩谷 640 番	2-121-0	山林	0.27	10 年
	砥部町岩谷 639 番	2-120-0	山林	0.30	10 年
集 R3 砥 22	砥部町岩谷 561 番 1	3-64-1	山林	0.39	10 年
	砥部町岩谷 645 番 1	2-126-1	山林	1.18	10 年
	砥部町岩谷 645 番 2	2-126-2	山林	0.12	10 年
集 R3 砥 23	砥部町岩谷 352 番 1	2-58-1	山林	0.10	10 年
	砥部町岩谷 352 番 2	2-58-3	山林	0.61	10 年
集 R3 砥 24	砥部町岩谷口 1146 番	1-172-1	山林	0.41	10 年
集 R3 砥 25	砥部町千足 654 番	41-168-1	山林	0.65	10 年
集 R3 砥 26	砥部町万年 1239 番	27-71-0	山林	0.82	10 年
	砥部町万年 1383 番	27-196-1	山林	0.27	10 年
		27-196-2	山林	0.39	10 年
集 R3 砥 27	砥部町万年 1184 番 1	27-21-2	山林	0.11	10 年

## 2 縦覧場所 砥部町ホームページ

砥部町農林課窓口（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの執務時間中とする。）

## 3 本公告により、砥部町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。